

## 第37号議案

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和2年5月13日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

### 提案理由

地方税法の改正に伴い、蒲郡市市税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分したので、承認を求めるため提案する。



## 専 決 処 分 書

蒲郡市市税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

蒲郡市長 鈴木 寿 明

### 理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年4月1日から施行されることに伴い、蒲郡市市税条例の一部を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。



## 蒲郡市市税条例の一部を改正する条例

蒲郡市市税条例(昭和29年蒲郡市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第84条の2第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第85条の2第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、課税免除事由に該当することを証する書類を保存している場合に限り、適用する。

第85条の2第1項中「第84条の2第2項」を「第84条の2第3項」に改める。

附則第5条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第14項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第

38項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第15項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項を同条第15項とする。

附則第6条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 改正後の蒲郡市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

## 第 3 7 号議案資料

### 改正内容

#### 1 市たばこ税

卸売販売業者等が輸出又は輸出の目的で行われる輸出業者に対する売渡し等をする場合の課税免除について、手続の簡素化を図るため、申告書に課税免除の適用を受けようとするたばこ税額を記載し、かつ、当該課税免除事由に該当することを証する書類を保存することを前提に、申告書への当該書類の添付を不要とする。

[改正後の第 8 4 条の 2 第 2 項から第 4 項まで及び第 8 5 条の 2 第 1 項]

#### 2 固定資産税

地方税法の改正に伴う固定資産税の課税標準の特例措置に係る引用規定等の整理を行う。

[改正前の附則第 5 条の 2 第 2 項から第 1 7 項まで及び附則第 6 条の 2]

#### 3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

#### 4 経過措置

- (1) 改正後の規定中固定資産税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- (2) 平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間に新たに取得された特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

